

## 金融行政はどう変化するか

株式会社日本総合研究所 副理事長 翁 百合

今年3月、金融庁から、筆者も参加していた「金融モニタリング有識者会議」の報告書が出された。経済環境の大きな変化を踏まえ、金融庁が金融機関の検査・監督の在り方を改革する方向を示しており、金融機関などの関心を呼んでいる。

報告書全体の改革に向けた理念は極めて明確である。

まず不良債権処理が最大の課題であったころには「形式・過去・部分」へ視点がいきがちであった検査・監督行政を「実質・未来・全体」志向へと変化させる必要を強調している。また、金融行政の目的である「金融システムの安定性確保、利用者の保護、市場の公正性・透明性確保」は、究極的な目標である「国民の厚生を増大」に寄与するためのものと位置づけている。

金融検査・監督により、金融機関が金融仲介機能を発揮し、利便性を向上させて経済成長に貢献しているかをみていく、との認識が示されたといえよう。

今後一層の人口減少・高齢化に直面するわが国を考えれば、銀行などが地域経済を支える役割は重要性を増しており、まさに必要とさ

れる転換と考えられる。

こうした理念の下、検査と監督は、緊密に連携しながら、金融機関との関係では、ベストプラクティス（最善の手法）の追求に向けた対話や、持続的な健全性を確保するための動的な監督に重点をシフト（移行）すべきとしている。金融機関が利用者目線で商品サービスを提供しているか、当該ビジネスモデルが将来も持続可能か、などを評価することになる。

実際には、当局と金融機関がいかに対話するかは、難しい課題だ。理念をどう実現していくか、今後の金融庁の具体化に向けた取組みに注目していきたい。

2017年6月22日